

令和7年4月7日

透析関連装置の洗浄・消毒に用いる薬液の取扱いについて(お知らせ)

公益社団法人 日本透析医会

医療安全対策委員会

委員長 安藤 亮一

透析用監視装置の洗浄用薬液の誤用により塩素ガスが発生したと考えられる事例が複数報告されています。会員施設の皆様には、薬液の取扱い及び事故防止について、徹底いただきますよう、お願いいたします。

なお、すでにご存知かと思いますが、(公社)日本臨床工学技士会と(一社)日本血液浄化技術学会から、「透析関連装置の洗浄・消毒に用いる薬液の取扱いについて—塩素ガス発生予防及び発生時の対応—」(<https://jstb.jp/public/info202503301212510.pdf>)が令和7年3月30日付で発出されましたので、参考としていただきますよう、お知らせいたします。

また、日本透析医会では関連学会の協力の下、「透析医療における医療安全のための提言」を4月末に発行予定で、この件について一部触れていますが、詳細は上記をご参照ください。